

とくしま DX 推進 HUB toku-Noix とくのお 会員規約

【第 1 章 総則】

第 1 条（施設）

本施設「とくしま DX 推進 HUB toku-Noix とくのお」（以下「本施設」）は、徳島県が設置する会員制施設とします。

第 2 条（目的）

本施設は、地域課題の解決および DX 人材の育成を目的とした官民共創の拠点として設置されます。

第 3 条（運営）

本施設は、とくのお事務局（以下「事務局」）が運営します。

第 4 条（規約の適用）

本規約は、すべての会員に適用され、会員は本規約を遵守するものとします。

第 5 条（会員制）

本施設および提供サービスは、特別に定める場合を除き、原則として会員のみが利用できるものとします。

【第 2 章 会員】

第 6 条（会員種別）

本施設の会員は、以下のとおりとします。

- (1) 団体会員：法人または団体
- (2) 個人会員：個人事業主・フリーランス・一般個人等

【第 3 章 入会】

第 7 条（入会申込）

・入会を希望する者（以下「入会希望者」）は、本規約および諸規程に同意の上、所定の申込書を提出します。（提出書類は以下のとおりです。）

- (1) 個人会員：顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (2) 団体会員：法人登記簿謄本（写し可）または実態が確認できる書類（団体規約、会則等）

第 8 条（入会審査）

- (1) 事務局は申込内容をもとに審査を行います。
- (2) 以下に該当する場合、入会を拒否することがあります。

- 申込内容に不正があった場合。
- 過去の退会処分歴
- 暴力団・反社会的勢力に関与

- 法令違反や公序良俗に反する活動の恐れ
- 勧誘目的のマルチ商法等
- その他、不相当と事務局が判断した場合

第9条（申込手続の完了）

- (1) 事務局の承認後、会費の入金案内を行います。
- (2) 入金を確認された時点で入会手続は完了し、会員資格が付与されます。

第10条（会員証）

- (1) 会員には会員証を発行します。
- (2) 利用時は必ず提示してください。
- (3) 貸与・譲渡は禁止です。
- (4) 紛失・破損時は速やかに届出てください。

第11条（変更届出）

氏名・住所・所属等の情報に変更があった場合、速やかに事務局に変更申請書を提出してください。

【第4章 会費】

第12条（会費）

- 団体会員：年会費 50,000 円／月会費 5,000 円
- 個人会員：年会費 15,000 円／月会費 1,500 円
- 高校生会員：月会費 1,000 円

第13条（会費の有効期間）

年会費：発行日より 13 か月間

月会費：発行日の翌月末まで

第14条（会費の不返還）

納入された会費は、いかなる理由でも返還いたしません。

【第5章 会員資格の継続】

第15条（継続手続）

1. 継続を希望する場合は、指定期日までに次期会費を納入してください。
2. 期日までに入金がない場合、会員資格は失効します。

【第6章 退会・資格停止・除名】

第16条（任意退会）

会員は、所定の退会届を提出することで任意に退会できます。

第 17 条（資格停止および除名）

以下の場合、事務局は資格の一時停止または除名を行うことができます。

- 規約・ガイドライン違反
- 入会後に第 8 条の事由が判明
- 名誉・秩序を著しく損なう行為
- その他不適格と認められる行為

【第 7 章 会員の権利（サービス内容）】

第 18 条（会員サービス）

会員は、以下のサービスを受けることができます。

- (1) コミュニティへの参加
- (2) DX 学習（セミナー・ワークショップ等）への参加
- (3) スタッフや専門家への相談・紹介
- (4) コワーキングスペースやイベント会場等の利用

第 19 条（コワーキングスペース利用）

- 個人会員：無料利用可
- 団体会員：4 名まで無料、以降 250 円/時
ただし、団体会員が教育機関であるとき、当該教育機関に所属する学生の利用は 1 回 3 時間まで無料
- 利用にあたっては「オープン（コワーキング）スペースご利用ガイドライン」を遵守すること

第 20 条（イベントスペースの利用）

- 利用申請は会員限定
- 料金：3 時間まで 2,400 円、延長 1 時間ごとに 800 円
- 「イベントスペースご利用ガイドライン」を遵守すること
- 支払いをもって予約確定。13 日前以降のキャンセルはキャンセル料発生

第 21 条（ディスプレイエリアの利用）

会員は、無料で予約の上利用することができます。

【第 8 章 会員の義務と禁止事項】

第 22 条（諸規程の遵守）

会員は、関連ガイドライン等すべての規程を遵守するものとします。

第 23 条（快適な環境維持）

以下の点に留意し、快適な利用環境の維持に努めてください。

- (1) イヤホン使用と音量配慮
- (2) 飲食は蓋付き飲料のみ可

(3) 施設内禁煙（喫煙は所定の場所）

第 24 条（禁止行為）

以下の行為は禁止されます。

- (1) 許可のない営業・政治・宗教活動
- (2) マルチ商法などの勧誘行為
- (3) 他利用者への迷惑行為やハラスメント
- (4) 法令・公序良俗に反する行為
- (5) その他事務局が不適切と判断する行為

【第 9 章 個人情報取扱い】

第 25 条（個人情報）

取得した個人情報は、会の運営・イベント案内・徳島県の DX 推進に関する情報発信（希望者のみ）に限り利用します。詳細は「[プライバシーポリシー](#)」に従い、会員はこれに同意するものとします。

【第 10 章 免責事項・損害賠償】

第 26 条（荷物・貴重品の管理）

荷物・貴重品の管理は会員自身の責任とし、盗難・紛失等に対し事務局は一切責任を負いません。

第 27 条（損害賠償）

会員が故意・過失により損害を与えた場合は、修繕実費等の賠償責任を負います。

第 28 条（免責）

天災・通信障害・不可抗力によるサービス停止について、事務局は責任を負いません。

【第 11 章 雑則】

第 29 条（規約の変更）

事務局は、会員の承諾を得ずに本規約を変更することができます。

変更後の規約は、Web サイト掲載または通知をもって効力を生じるものとします。

第 30 条（準拠法および管轄）

本規約は日本法に準拠し、徳島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和 7 年 11 月 4 日より施行します。

附則

本規約は、令和 8 年 1 月 20 日より施行します。